

債権者ら準備書面21の要点

債権者ら準備書面21は、全体で214頁の文書であるが、その要点を、目次の大項目にしたがって記載する。なお、準備書面21は、伊方原発をとめる会のHPにアップロードする。

第1 はじめに 6(準備書面21の該当頁、以下同じ)

この準備書面作成の目的は、大阪高決、及び広島地決に批判を加え、よもや松山地方裁判所が両決定に追随するようなことのないことを、期するものである。

第2 大阪高決批判 7

1 司法の責任を自覚せず、福島原発事故被害に触れもしない決定 7

大阪高決の400頁を超える決定文中に、福島原発事故の被害に関する事実認定や言及が全く存在しないということ(中略)は、裁判所の福島原発事故を直視しない姿勢を端的に語るものである。(中略)福島原発事故以前に原発裁判を担当した裁判官らの反省は、「原発と裁判官」(甲B6)でも赤裸々に語られているが、大阪高決の裁判官らは、反省を知らない、異質の裁判官と評せざるを得ない。

2 原発に求められる安全性について 9

大阪高決が採用した「危険性が社会通念上無視し得る程度に保たれる(あるいは「管理する」)」という基準は、福島原発事故前の裁判例において用いられていた基準であるが、その最大の問題点は、この基準が曖昧不明確で、恣意的判断を招きやすいという点である。

3 新規制基準に対する盲目的な信頼 13

大阪高決は、新規制基準は、その策定過程及び内容に不合理な点が認められない限りは、「原発に求められる安全性を具体化したもの」である(89頁)と、新規制基準に対する盲目的な信頼を吐露しているものであること。

他方で、大津地裁の原決定は、「福島第一原発事故の原因究明は、建屋内での調査が進んでおらず、今なお道半ばの状況であり…津波を主たる原因として特定し得たとしてよいのかも不明である…二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から安全確保対策を講ずるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である…この点についての債務者の主張及び疎明は不十分な状態にあるにもかかわらず、この点に意を払わないのであれば、そしてこのような姿勢が債務者ひいては原子力規制委員会の姿勢であるとするならば、そもそも新規規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚える」と述べた(判例時報2290号87頁2段目)。この点において、大阪高決と大津地裁の原決定は、際立った対照を見せている。

大阪高決は、裁判所として、福島原発事故のような事故を防止するための基準を策定することが可能な程度に事実解明が進んだのか否かについて踏み込んだ判断をしないで、新規規制基準が「原発に求められる安全性を具体化したもの」であるとの判断はできないはずである。

大阪高決の新規制基準に対する信頼は盲目的というべきものである。原子力規制委員会の田中俊一委員長自身が、新規規制基準に適合しても安全だとは言わず、安全を確保するのは各事業者の責任であると何度も表明していることと対比しても、大阪高決の盲目ぶりは際立っているというべきである。

4 立証責任論について 16

大阪高決は、被告事業者が立証すべき事項を「本件高決3,4号機が新規規制基準に適合すること」だけに限定し、基準の不合理性は、債権者住民ら側に立証責任を負担させ、福島原発事故前の最悪の立証責任論を展開した浜岡原発静岡地裁判決や志賀2号機名古屋高裁金沢支部判決のレベルに戻ってしまった。。福島原発事故後、各地の裁判官が原発差止裁判におけるあるべき立証責任論を検討し、福島原発事故前の立証責任論から歩幅の違いがあるとはいえ脱却の方向に進んでいたのに、大阪高決は、これらの努力を全く顧みることなく、同事故などなかったかのように、時計の針を元に戻してしまったのである。これは、単に司法の責任という点で問題であるだけでなく、同事故によって改正された法の趣旨からも目を背けるものであり、明らかに法解釈を誤っている。

住民らが地震モーメントの算出に入倉・三宅式ではなく、より大きな結果が算出される武村式を採用すべきであると主張し、同旨の島崎邦彦東大名誉教授の論文を引用したのに対し、大阪高決は、「入倉・三宅式は、熊本地震を含む近時の内陸地殻内地震の震源断層面の不均質なすべり分布を伴う解析を通じてその合理性が検証されている」(181頁下から6～5行目)として、住民らの主張を排斥した。

しかし、そもそも、入倉・三宅式の問題点は、地震が起こった後、そのデータに基づいて行った震源インバージョンの結果得られた不均質なすべり分布を前提とする震源断層面積を前提とした場合、入倉・三宅式による計算結果が符合するとしても、問題は、地震が起きる前には、震源インバージョンによる震源断層の面積を正確に把握できないという点にある。大阪高決は、本件原発の基準地震動の策定に入倉・三宅式を適用することを是認する理由として、関西電力の震源断層の評価、すなわち、FO-A～FO-B～熊川断層の長さを63.4kmと、上林川断層の長さを39.5kmと評価したことが保守的であることを取り上げている(174頁～175頁)。だが、関西電力によるFO-A～FO-B～熊川断層及び上林川断層の長さの評価が保守的という認定には、何ら根拠はない。

地震は起きてみないと、その震源断層の長さ、傾斜角、地震発生層の厚さ等は事前には分からない。地震発生後、震源インバージョンによって判明する震源断層面積等の情報は、地震発生前には分からない。問題は、過去の地震の痕跡である地表付近で確認できる活断層の長さ(これは震源断層の長さや地表地震断層の長さよりも典型的に短い。)しか情報が与えられていない中で、保守的に地震の規模を想定するために、どの計算式を用いるのが相当かという問題であるのに、大阪高決は、その問題の核心を理解していないという外はない。本年4月24日、名古屋高等裁判所金沢支部において、島崎氏の証人尋問が行われ、島崎氏の主張の正当性がより明らかとなり、大阪高決の誤りが明白となった(島崎証人調書(甲B427))。

大阪高決は、住民らの主張のうち、次の主張を無視した。

- ① 津波堆積物の到達限界と浸水限界は一致しない。それゆえ、堆積物が広範に発見されていないことを根拠として、天正地震の大津波を否定する関西電力の論理は稚拙である。
- ② 関西電力の行った津波シミュレーションは、天正地震の大津波があったとされる頃とは異なる地形条件で実施されたものであるから無意味である。
- ③ 関西電力の解析モデルは、1983年と1993年の日本海側津波を再現できていないものであるから、関西電力の安全性主張はその出発点において瓦解している。
- ④ シミュレーションの結果は阿部式(1989)の考え方からすればあまりにも過小である。

このうち特に③の「解析モデルの妥当性」は、関西電力の計算の出発点にかかわるものであり、それゆえに極めて重要な争点である。大阪高決は、上述の重要争点を争点として整理せず、決定中において一言も触れなかったのであるから、あからさまな「争点隠し」そのものである。裁判官としてのプライドも矜持も感じさせない姑息な仕事ぶりであって、職業人としての恥を知るべきである。

7 使用済燃料プールに関する判断の不当 34

大阪高決は、住民らによる、関西電力が0.98という安全基準値を定める際、同基準をそのまま適用すれば安全基準を超えた数値が出てしまって審査に不合格になることから、合理的な根拠の乏しい詐術的な独自の計算手法を駆使してかろうじて審査をすり抜けていたとの指摘にはなんら答えていない。大阪高決は住民らが提示した批判については全く判断を行なっておらず、司法としての役割を放棄したとみるしかない。

8 原子力災害対策に関する判断の不当性 34

避難計画を含む原子力災害対策について、大阪高決は、原子力災害対策は原子力事業者だけでなく国及び地方公共団体が主体となり、連携・協力して適切に実施されるべきであるから、深層防護の第1から第4層のレベルまでを規制の対象とし、第5層のレベルに当たる原子力災害対策を規制の対象としなかったことは不合理ではないと判示している(339頁)。

しかし、原発から放射性物質の大量放出があった場合に、合理的で実効的な原子力災害対策(避難計画を含む。)がなければ周辺住民は被ばくしてしまう。新規制基準は二度と福島第一原

発事故のような被害を出さないために制定された基準であるはずである。住民の被害の防止という観点からは、国や地方公共団体が合理的で実効的な原子力災害対策を策定していることが原発を運転する条件となる基準がなければ不合理である。

また、避難計画の前提となっている事故想定が、セシウム137の放出量が100テラベクレルというものであるところ、これは、福島原発事故の100分の1の規模であって、余りにも甘すぎる、この事故想定は、深層防護の第4層が機能することを前提とするものであるから、確立された国際基準である深層防護の前段否定の考え方に違反すると主張した。大阪高決は、この主張を無視し、全く判断の対象としていない。これは、故意だとすれば悪質であり、過失だとすれば余りにお粗末である。

9 新規制基準の合理性についての判断の不当性 35

住民らは、新規制基準に関する問題点を重要な争点の一つとして位置づけ、各問題点について、個別具体的な事実関係と証拠関係を示し、具体的に論じてきたところである。しかるに、大阪高決は、原子力規制委員会の「考え方」や関西電力の主張内容を無批判に書き写すことに終始している。住民らが争点として掲げた問題点について、実質的な検討を加えた形跡は皆無である。大阪高決は、ことごとく、行政の見解をそのまま紹介し、住民らの主張内容に立ち入ることなく、一方的に排斥するものであり、行政追随、行政盲従の姿勢が余りにも顕著である。

従来、裁判所は、各種公害訴訟、各種薬害訴訟においても、行政の専門性技術的裁量が問題となりながらも、行政の規制内容や規制過程を詳細に検討し、行政の規制の誤りを厳しく断罪してきたところである。大阪高決の行政追随、行政盲従の姿勢は極めて異常であり、三権分立の否定そのものであるといわざるを得ない。

10 まとめ 40

福島原発事故後、原発の運転差止を求めて全国の裁判所に多数の訴訟や仮処分が申し立てられており、大阪高決が出される前、裁判所の判断は、差止めを認めるもの、退けるものが拮抗している状況にあった。そのような時期に出された大阪高裁決定は全国的な注目を集めた。同事件の相手方住民らは勿論、本件債権者住民らも、原審大津地裁決定が維持されることを切望

していたが、結論の如何に関わらず、原発事故の惨禍を経験した日本において、国民の多数の意思と政府の方針が真っ向から対立しているこの問題について、大阪高裁裁判官が真摯に取り組み、深い思索と洞察を行った判断をすることを期待していたし、それは大阪高裁裁判官にとって、事件当事者に対する職務上の義務であるに止まらず、日本国中の人たちに対する道義的な責任であったと考える。

しかし、現実に出された決定は、縷々述べてきたように、その文面からは司法の責任に対する自覚を全く窺うことができず、判断内容は、多くの争点において関西電力の主張や原子力規制委員会の考え方の引き写しであって自らが独自の立場で考えた形跡がなく、一部の重要な争点については住民らの主張を無視してまで原決定取消の結論に結びつけるというものであって、住民らは激しい落胆を感じざるを得なかった。結果として、市民の司法に対する信頼は、甚だしく毀損された。

第3 広島地決批判 41

1 論理的に破綻し、原発の安全性の判断から逃げた広島地決 41

広島地決の最大の問題点は、論理的に破綻していることである。同決定は、判断枠組みとして、住民らの人格権侵害の具体的危険が存在しないことについては、事実上四国電力が主張、疎明しなければならない旨の規範を立てつつ、随所で、四国電力の疎明が尽くされたとは到底いえないような認定をし、「住民らの人格権侵害の具体的危険が存在しないこと」の高度の蓋然性がないにもかかわらず、安易に四国電力の疎明を認めて、住民らの主張を排斥しているのであって、自らが定立した規範とまったく整合していない(瀬木比呂志氏の意見書(甲B428))。

その上、広島地決は、伊方原発の安全性を判断することからことごとく逃げている。例えば、同決定は、地震におけるすべり量飽和の考え方について「なお慎重な検討を要すべき問題」と指摘しておきながら、「証人尋問を経るなどして…慎重に認定する作業が不可欠」として本案訴訟で行われるべきとした。仮処分手続であっても裁判所が専門家の意見を直接聞くことは可能であることに照らすと、同決定は安全性の判断から逃げたといえる(瀬木比呂志氏の意見書(甲B428))。

2 司法審査の在り方について エラー! ブックマークが定義されていません。

広島地決は、例えば「債務者においてすべり量が飽和するとの知見に依拠したことには一応の合理性がある」(233頁)、「90kmケースと103kmケースを想定しなかったからといって、直ちにそのことが合理性を欠くとまでいうことはできない」(237頁)、「耐専式を除く他の距離減衰式による評価すら行わないことを可とすることができるかといえば、疑問なしとしない。さればといって、…(略)…債務者の主張は、等価震源距離の観点からして一定の合理性があることを否定できない」(243頁)、「最終的な地震動評価としては保守性が確保されていると考える余地がある」(258頁)、「各不確かさを基本震源モデルに織り込まなかったからといって、直ちに合理性を欠くとまではいえない」(266頁)、「(火山に関して)立地不適としなかった原子力規制委員会の判断は、少なくとも結論において合理性を欠いているとまでいうことはできない」(337頁)、セントヘレンズ観測値を用いて改めて行った影響評価の内容は一応合理的である」(349頁)など、「人格権侵害の具体的危険が存在しないという高度の蓋然性」はもちろんのこと、「人格権侵害の具体的危険が存在しないという一応の確からしさ」の立証すら尽くされたとは到底言い難い認定であって、自らが定立した規範に対して、適切なあてはめがなされていない。詳細は各論に譲るが、この論理的な不合理性は、次項で述べる安全性の程度を緩やかに解した点とともに、広島地決の致命的な誤りというほかに、抗告審において到底維持できるものではない。

広島地決は、原子炉等規制法は、第一層から第三層まではそれなりの安全性であっても、第四層が厳しくなったからよいのだという趣旨であると判示している(中略)しかし、安全性を第一層から第三層までに限定するのは、確立された国際的な基準であるIAEAの安全基準にも反する明白な誤りである。深層防護の思想は、第五層までの全体で安全性を判断するというものであり、広島地決は深層防護の理解を完全に誤っている。

科学に不確実性が存在する場合に、行政庁が行った基準合理性審査及び基準適合性審査が不合理ではなく、事業者が「人格権侵害の具体的危険が存在しない」との主張、疎明を尽くしたと言い得るためには、次のような観点が検討されるべきである。

すなわち、

- ① その時点において利用可能で、信頼されるデータ・情報のすべてが検討されていること、

- ② 採用された調査・分析及び予測方法の適切性・信頼性が認められること,
- ③ 法の仕組みや趣旨などに照らして必要な権利・法益のすべてを比較衡量していること,
- ④ その選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されていること,
- ⑤ 全体を通じて判断に恣意性・不合理な契機が認められないこと,
- ⑥ 事後的に、必要に応じて当初の決定内容を修正・変更する義務が尽くされていること,

の各点について、事業者はこれらすべてを満たしていることを立証すべきであり、いずれか1つでも満たさない場合には、基準合理性または基準適合性に不合理な点があり、事業者は、「住民らの人格権侵害の具体的危険が存在しないこと」の疎明を尽くしていないとして、人格権侵害の具体的危険が事実上推定されるというべきである(甲B434・79頁)。

3 新規制基準の不合理性 61

(1) 新規制基準の手続的問題点 61

新規制基準策定当時の委員のうち3名が、原子力規制委員会設置法7条の欠格事由に該当することから、欠格事由に該当する委員を構成員とする原子力規制委員会の策定した新規制基準には手続上重大な瑕疵がある。

(2) 新規制基準の実体的問題点(立地審査指針) 71

広島地決は、「新規制基準は、立地審査指針による審査に代えて、重大事故等の拡大の防止等の措置が取られているかどうかを審査の対象とする方針に改めたものと解するのが相当である。そして、そのような審査の方針の変更は、福島第一原発事故における放射性物質の拡散による被害が立地審査指針の想定よりも遥かに広範囲に及んでしまった事実を踏まえると、一応合理的であると認められる。」と判示している。しかし、この判示は、国際的にも国内的にも確立された知見である深層防護の考え方を全く理解しないものである。つまり、この判示は、第1の防護階層の要件である立地審査を、第4の防護階層である重大事故等の拡大の防止等の措置の審査で代用することが一応合理的とするものであり、深層防護の不可欠な要素である各防護階層の独立性に明らかに反する。

立地審査を行えば、伊方原発は、立地審査指針に適合しておらず、原発を建設することが許さ

れない。すなわち、立地審査指針の原則的立地条件(一)は、「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。」と規定するところ、日本最大の活断層である中央構造線が5～8kmの直近に存在する本件原発が同条件に該当しないことは明らかである

(3) 防災指針の不存在 81

広島地決は、「原子力災害への対策は、原子炉等規制法のみならず、他の法律との連関があって初めて成り立つものであるというべきであるから、原子炉等規制法に基づく審査の基準である新規制基準に原子力災害への対策まで盛り込むことが予定されているとは解されない。」(220頁)と判示する。これは、避難計画の実施可能性・実効性が確保されないままに原発設置許可が出されても構わない、つまり、原発事故が起きた場合に人々が避難できなくても構わないとするものである。

しかし、「確立された国際的な基準」であるIAEA安全基準においては避難計画の実施可能性・実効性が事業者に対する規制とされている。国内法の要求としても、IAEA安全基準の要求としても、避難計画の実施可能性・実効性を審査対象とすることが求められている。この点でも広島地決は誤りである。

4 基準地震動策定の問題 88

(1) はじめに 88

広島地決は、ところどころ、住民らの主張の正当性を認めざるを得なかったのか、本件基準地震動の合理性に疑いを差し挟むような判示も見受けられる。しかし、そういった論点についても、「一応の合理性」という新たな基準を持ち出す等して、結局はことごとく住民らの主張を退けている。これは、原子力事業者の側は「一応の合理性」があることさえ主張、疎明すれば足り、住民側は原子力事業者の評価に「一応の合理性」さえないことの主張、疎明を尽くさない限り、申立が認められないという基準である。だが、地震予測についての知見の不確実性と原発で万が一の事故が発生したときの影響の大きさ、殊に本件原発は敷地近傍に中央構造線断層帯という我が国最大の活断層がある上、プレート境界地震についても海洋プレート内地震についてもリスクが

高い地域に立地していることを考えるならば、基準地震動が備えるべき合理性が「一応の合理性」で足りる筈はない。広島地決自身、基準地震動は「合理的に予測される最大の地震動」と定義し、その判断過程に過誤、欠落がないこと等の主張、疎明を債務者(四国電力)が尽くさない限り人格権侵害の具体的危険性が事実上推定されるという規範を定立しているのであるから、「一応の合理性」しか認められない以上、人格権侵害の具体的おそれが推定されると判断しなければならなかった筈である。広島地決の論旨はまったく一貫しておらず、裁判官には初めから本件原発の安全性について真摯に検討する意思も覚悟もなかったものと受け止めざるを得ない。

(2) 新規制基準の合理性(広島地決221頁) 89

広島地決は、基準地震動について「当該発電用原子炉施設の敷地において発生することが合理的に予測される最大の地震動」であるとしているが、基準地震動に係る新規制基準には、設置許可基準規則の解釈や地震ガイドにも、「合理的に予測される最大の地震動」といった文言は一切存在しない。

新規制基準における基準地震動は、「最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なもの」と定義されていることをはじめ、同解釈や地震ガイドには「必要に応じ」や「適切な手法を用いて」といった曖昧な文言が並ぶだけで、基準地震動策定に当たりどの程度の保守性を要求するのかということに関し、具体的・定量的な基準は殆どない。従前のように事業者や規制機関の裁量次第となるような性善説的発想に基づく曖昧な基準は、もはや社会的に許容されない。具体的で定量的な基準が求められるというべきであるが、基準地震動に係る規制基準についてその点は極めて不十分である。

(3) 内陸地殻内地震の想定の相当性 94

ア 応答スペクトルに基づく地震動評価

(ア) すべり量の飽和について

広島地決では、松田式の適用に関連して、長大な活断層から発生する地震につきすべり量が飽和すると考えることの合理性を検討しており、「すべり量が飽和するとの知見に依拠するには慎

重な検討が必要である」という認識を示した上で、すべり量が飽和するとの知見が「必ずしも専門家の間で確立した知見であるかといえば疑問なしとしない」(231頁)としているものの、「少なくとも地震本部は、すべり量が飽和するとの見解に親和的である」(232頁)とか、あるいは「すべり量が飽和するとの知見は、さらなるデータの集積やそれに基づく検証の余地があるとはいえ、最新の科学的知見としては有力な見解の一つであることは確かであるといわねばならない」等と述べ、「債務者においてすべり量が飽和するとの知見に依拠したことには一応の合理性がある」として「すべり量が飽和するとの知見に依拠した基準地震動の策定につき、地震ガイド、ひいては設置許可基準規則に依拠した基準地震動の策定につき、地震ガイド、ひいては設置許可基準規則に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるとはいえない」(233頁)との結論に至っている。

ここで注意すべきは、科学的知見としての合理性と、それを原発の耐震設計に取り込む上での合理性とは、まったく別ものであるということである。住民らは、長大な活断層についてすべり量が飽和するとの知見が科学的に不合理であるというつもりはない。だが、この知見に依拠して原発の耐震設計を行うのであれば、すべり量が飽和するとの知見の不確定性を無視しても良いのかという疑問には、裁判所は当然答えなければならない。しかし、広島地決は、「慎重な検討が必要」という認識を示しながら、この点の検討を殆ど完全に放棄してしまった。

殊に、伊方原発は中央構造線断層帯という日本最大の活断層の直近に位置しているが、そのように長大な活断層が活動した際の過去の地震記録は存在しない。敷地前面海域断層を含む中央構造線断層帯の広い範囲が連動して活動した場合、もしすべり量が飽和しなければ、本件原発に甚大な被害が発生することは容易に想像出来ることからすれば、すべり量が飽和しない場合に備え、すべり量の飽和を前提としないスケーリング則を採用することこそが合理的ではないか。

広島地決において、長大な活断層においてすべり量が飽和するとの知見が確立した知見ではないという点は正しく認識し、基準地震動の策定において当該知見に依拠する合理性について確信を得ていないことは明らかである。そうであれば、本来は自ら定立した規範にしたがい、適合性

審査に看過し難い過誤，欠落がないとはいえないことを認めるべきであった。ところが広島地決は，この点に関する更なる主張・立証の必要性についての言及すら審尋期日においてしないまま，決定書で保全手続においては証人尋問等がなじまないとするだけで，住民らの主張を排斥してしまった。保全手続においても証人尋問等による慎重な認定が可能であることは勿論であるし，保全手続が一般に簡易迅速な手続が求められるとしても，それ故に自ら定立した被保全債権についての規範を変更する理由にはなり得ない。そして，審尋期日において証人尋問の必要性に何ら言及しないまま本件申立を却下したことについては手続的正義に著しく反する。

(イ) 経験式が内包する不確かさの考慮について

広島地決は，松田式そのものが内包する不確かさの補正に関する四国電力の地震動評価についても「一応合理的である」としか認めておらず，合理性に確信が得られていないことは認めつつも，保全手続に証人尋問が馴染まないと述べて住民らの主張を排斥した。そのような判断の不当性については上記と同様である。

(ウ) 断層長さの認識論的不確定性

広島地決は，90kmや103kmを想定しなかったことについて「直ちにそのことが合理性を欠くとまでいうことはできない」(237頁)としており，不合理な点はないことの主張，疎明を四国電力が尽くしていないことは事実上認めている。

(エ) 中央構造線長期評価との比較について

四国電力の想定は，長期評価の幅のあるモーメントマグニチュードの想定のうち，かろうじて下限付近に位置するか，若しくは下限よりも小さな想定となっている。長期評価は基本的に一般防災を目的としてもっとも起こりやすい地震を想定するもの(甲A299，甲A547)であり，原発はこれを最低限としてさらに保守的な評価を求められるべきであって，これだけを見ても，四国電力の過小評価は明らかである。

福島原発事故の主たる原因の1つとして，東京電力と国が長期評価に従った津波想定を怠っていたことが挙げられ，前橋地裁平成29年3月17日判決では慰謝料増額の考慮要素になる東京電力の「特に非難に値する事実」と国の規制権限不行使の違法が認定された。もし中央構造

線断層帯の地震によって伊方原発において過酷事故が発生すれば、四国電力と国が過失責任を問われることは勿論、このままでは司法の責任も厳しく問われることとなる。

(オ) 耐専式の適用を排除したこと

広島地決は、四国電力の主張を鵜呑みにし、54kmケース及び130kmケースの各鉛直モデルにつき、「その他距離減衰式」による評価と大きく乖離したことをもって、耐専式を適用しなくとも不合理的ではないとした。

広島地決は、「その他距離減衰式」の難がある適用範囲や藤原氏の貴重な指摘を無視し、四国電力に追従して「その他距離減衰式」の評価結果の信頼性を認め、耐専式の適用結果の方が適切である可能性を否定してしまった。広島地決は、松田式の適用との関係で、その他距離減衰式との比較から耐専式の適用可能性が疑問視されるケース(54km, 69km, 130kmの各ケースにおける北傾斜モデル)についても保守的に耐専式を適用したとしているが、その他距離減衰式の適用可能性自体が疑問視されるのであるから、その他距離減衰式との比較により地震動評価の保守性を考慮するようなことは許されない。

(キ) 南傾斜モデルについて

四国電力は「応答スペクトルに基づく地震動評価」では南傾斜モデルを考慮していない。この点に関し、広島地決は、南傾斜モデルを不確かさの一つとして考慮すべきであるとも考えられる。「全てのケースについて南傾斜モデルが耐専式の適用範囲外であるなどと決めつけることはできないし、耐専式を除く他の距離減衰式による評価を行わないことを可とすることができるかといえば、疑問なしとしない」等としており、この点についてはかなりの問題意識を持っていたことが窺われる。本来、四国電力が南傾斜モデルの考慮を排除したことの合理性に疑問があるのであれば、適合性審査に過誤、欠落がないことについての主張、疎明が尽くされていないとし、人格権侵害の具体的危険性が推定されると判断すべきであった。

イ 断層モデルを用いた手法による地震動評価

(ア) 壇ほか(2011)とFujii and Matsu'ura(2000)

四国電力が基本的手法として採用している壇ほか(2011)(甲A106)では、アスペリティ動的応

力降下量が12.2MPaとされており、広島地決はこれを「平均値である」としている。しかし、この数値が日本国内の長大な横ずれ断層の平均値と言えるのかは極めて疑問である。確かに、この数値は入江(2014)に挙げられたデータの相乗平均であるが、そのデータ数は国内3地震、海外2地震の合計わずか5地震に過ぎず、その内4地震までが長大な断層とは言えない(甲A327・4-67)。

広島地決は、「壇ほか(2011)が過小評価である旨明快に指摘する知見も見当たらない」(広島地決249頁)とする。だが、まず野津厚氏は「アスペリティ応力降下量を1.5倍や20MPaにしたケースも、真値の平均値にさえ届いていない可能性も否定できない。」(甲A480・32頁)と、壇ほか(2011)による過小評価を明確に指摘している。前記5地震の元データのアスペリティ動的応力効果量の相加平均は15.2MPaであり、12.2MPaよりも有意に大きいことからしても、この数値は過小であると言える。暫定値としてではあるが、推本のレシピにおいて長大な横ずれ断層につき「既往の調査・研究成果とおおよそ対応する数値」とされた約14.4MPa(乙38・12頁)よりも有意に小さいことも問題である。さらに、宮腰ほか(2015)(乙255・147頁)に記載された、特に長大というわけでもない国内における最近の内陸地殻内地震の横ずれ断層の平均12.8MPaをも下回る。壇ほか(2011)におけるアスペリティ動的応力効果量12.2MPaが日本の長大断層の平均値として過小評価である可能性は相当高い。

(イ) 長大断層における入倉・三宅式の適用

住民らは、地震ガイドとレシピに記載されている通り、480kmケースにおいてばらつきや不確かさを踏まえありうる地震規模の最大値を推定する手法の1つとして入倉・三宅(2001)の適用を挙げているのであり、原裁判所にはその点の理解がまったく足りていない。

(ウ) 54kmケースでの入倉・三宅(2001)による過小評価

広島地決は、原子力規制委員会が、大飯原発の基準地震動の審査に当たり、入倉・三宅式が他の関係式に比べて同じ断層長さに対する地震モーメントを小さく算出する可能性を有していることにも留意して、断層の長さや幅等に係る保守性の考慮が適切になされているかという観点で確認していたことが一応認められるとしているが、その審査を責任者として担当していた島崎邦

彦元規制委員長代理自身、「残念なことには入倉・三宅の問題には気がつかなかったと、そういうことなのです」(甲A408・25頁)等と述べており、規制委員会が入倉・三宅式による過小評価のおそれを予め意識して審査していたという事実はない。大飯原発の地震発生層の評価と伊方原発の評価とを比較すると、ほとんど同等か大飯原発の方がやや保守的といえるのであり、伊方原発が特に余裕のある設定になっているわけでもない。伊方原発では地震発生層の下限が長期評価と同じく15kmに設定されていることからしても、熊本地震でそうであったように、大地震時における地震発生層の過小評価の可能性は十分にある。

(エ) 不確かさの考慮の不十分さについて

広島地決は、設置許可基準規則解釈別記2の要請や、四国電力が実際に行っている不確かさの考慮のありように照らし、①応力降下量(短周期レベル)を1.5倍又は20MPa とする点、②北傾斜モデル、③南傾斜モデル、④破壊伝播速度、⑤アスペリティ平面位置を敷地正面のジョグに配置することについて、「これらをすべて重畳させて考慮するのが自然であるように考えられないではない」としつつ、地震ガイドの規定に照らし、「不確かさを単純に重畳させるのではなく、不確かさの要因を分類、分析して、これを適宜組み合わせ、もって、不確かさの項目ごとに地震動評価に与える影響を明らかにすることがそもそも求められているものと解するのが相当である。」と判示する。しかし、そもそも不確かさの考慮としてその程度で十分と言えるのかという点の検討すらしておらず、大いに問題である。

① アスペリティ応力降下量

アスペリティ応力降下量が 20MPaで適切かについては何の疎明もない。藤原氏のみならず、少なくとも野津氏、釜江氏、入倉氏は現状のアスペリティ応力降下量の不確かさの考慮には懸念を示している(甲A480, 甲A302, 甲A121)。

広島地決が「横ずれ断層型の短周期レベルが逆断層型よりも有意に小さい」と述べた根拠は、大崎総合研究所研究員の佐藤智美氏の論文(乙260、松山地裁における乙249)にあるが、なぜ1つの見解だけを参照し、他の見解を参照しなくて良いのかということは、何ら判断していない。準備書面(5)補充書4・44頁以下に記載したとおり、「横ずれ断層型の短周期レベルが逆断層

型よりも有意に小さい」という見解については、専門家の間でコンセンサスが得られた知見ではない。この点について広島地決は何ら検討することなく四国電力の主張に盲従しており、その判断過程には明白な瑕疵がある。

③ 南傾斜モデルについて

原子力安全・保安院が伊方原発前面海域で行った海上音波探査の結果からすれば、起震断層と直接関係していることが考えられるもっとも北側の地表付近の断層は、80度程度南に傾斜していることが認められ、地下の震源断層は70度ないしはそれ以上傾斜していることも否定できない(甲B325「伊方原発と西南日本のテクトニクス」42頁)。

さらに、敷地前活断層より南側の地形が隆起していることや、本件原発周辺のテクトニクスが圧縮場になっていることからしても、南傾斜の可能性はむしろ有意に高いと考えられ、60度程度傾斜している可能性も否定できない(甲A542)。

広島地決は、中央構造線の長期評価(乙33)において「伊予灘」につき「高角度 北傾斜」とされていることをも南傾斜を他と重畳させない根拠としているように見えるが、長期評価では「伊予灘」につき「高角度 北傾斜」とされているものの信頼度は「△」で「深さ2km以浅」とされている(同11頁)。つまり、2kmより深い部分の傾斜は分からないということ、長期評価は前提としているのであって、広島地決の判断の誤りは明白である。南傾斜モデルを他の不確かさと重畳的に評価すべきである。

不確かさの考慮まとめ

広島地決は、「上記①ないし⑤の各不確かさを基本震源モデルに織り込まなかったからといって、直ちに合理性を欠くとは言えない」(266頁)という、確信が持てていないことが滲み出るようなまとめ方をしている。裁判所も、①から⑤までの不確かさを重畳させないことの合理性を正面から肯定することは憚られたのであろう。だが、広島地決は、判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことの主張、疎明は四国電力が尽くすべきとしているのであり、住民らには四国電力の評価が不合理であることの主張、疎明責任は実質的に負わせないという規範を採用している。そうである以上、「直ちに合理性を欠くとは言えない」として申立てを却下するのは、論理的に破綻し

ている。

(4) プレート間地震の相当性 123

ア 南海トラフから琉球海溝までの連動(広島地決266頁)

広島地決は、津波ガイドの記述は津波波源として想定される地震規模の参考値を例示したものに過ぎず、その指摘をもって直ちに強震断層モデルの断層パラメータを設定しなければならないとは限らないとしているが、津波ガイドの記述は、南海トラフから琉球海溝まで連動する可能性は否定できないこと、及びその場合の地震規模は最大Mw9.6程度となり得ることを示す重要な科学的知見の1つである。東日本大震災の教訓を活かすのであれば、むしろ地震動評価においてそのような断層モデルの想定をなぜしなくても良いのかという観点から出発すべきであり、その可能性を無視してもよい合理的な根拠がない限りは、これを想定させるべきである。広島地決の判示には、東日本大震災の教訓を活かして安全側の考慮をしようという基本的姿勢がうかがえない。

さらに、広島地決は、琉球海溝まで連動しても震源断層は本件敷地から乖離するので地震動の距離減衰により影響は小さいとしているが、それは南海トラフ巨大地震のMw9.0モデルですべり量が飽和するという仮定が成立する場合にのみ採り得る見解である。プレート境界地震ですべり量が飽和するのか、仮に飽和するとしてどの程度の地震から飽和するのかということについては、内陸地殻内地震以上に目途が立っていないのであり、広島地決は希望的観測にすぎた危険性に目をつぶっているに過ぎない。そして広島地決は、内閣府検討会の南海トラフ巨大地震モデルは、巨大地震の中でも最大級のものであることが確認されたとするが、それはあくまで一般防災の観点からの最大級であり、原発のような重要施設の場合には当てはまらない(甲A142, 143)。裁判所は、自身の結論に都合の悪い住民らの主張や疎明資料を意図的に無視している。広島地決の判示は四国電力の主張を書き写したものに過ぎない。

ウ SPGAモデルの適用

広島地決は、「本件敷地に係るプレート間地震の地震動評価に当たっても、SPGAモデルを用いることが可能であり、かつ保守的な評価が可能になるように見える」と認めつつも、「社会通念上、原子炉設置許可申請に当たり、保守的な地震動評価につながる知見が現れるたびに、それを

網羅的に、かつ、無批判に考慮することまで要求されているかといえば、疑問なしとしない。あくまでも、当該知見の射程範囲、当該知見が前提とする問題点をめぐる理論状況、当該知見の学界や実務における広がりや定着度を総合考慮して、上記申請に当たり、当該知見を考慮することが社会通念上合理的であるといえることが必要であるというべきである」と述べる。

だが、広島地決は、壇ほか(2011)など、学会や実務における定着度が十分とは言えない四国電力が提出する見解は、ほとんど無批判に受け入れている。この見解は、地震ガイドにも地震本部の長期評価やレシピアにも、取り入れられていないものである。そうであるにもかかわらず、SPGAモデルのように地震動を大きくさせる見解については途端にこのような基準を持ち出して排斥しているのであり、保守性確保のための考慮が欠けるだけでなく、極めて恣意的な判断をしていると言わざるを得ない。広島地決は、結論として、「南海トラフの巨大地震、ましてやその陸側のケースにも、そのままSPGAモデルがよく適合するかどうかは一概には言い切れない」とするが、南海トラフ巨大地震にSPGAモデルがよく適合するかどうかということは、実際に南海トラフ巨大地震が発生しない限りは確かめることは出来ない。だが、構造物に対し極めて甚大な被害を及ぼし得る強震動パルスを想定する上でのSPGAモデルの有用性自体は、既に明らかである。殊に本件原発がその想定震源域に位置する南海トラフ地震は近い将来における発生がかなり高い確率で想定されていることからしても、万が一の事態を想定しなければならない原発の基準地震動評価においては、SPGAモデルのような保守的な評価につながるモデルは当然取り入れられるべきである。

(8) 社会通念とは 130

2016年11月に本件原発の地元愛媛県でNHKと愛媛新聞社が行った「防災意識に関する愛媛県民調査」の中で、下記のような質問項目と調査結果が上がっている。

ここでの質問においては、四国電力が本件原発の地震対策や津波対策を強化したということが記載され、やや誘導的なものとなっているにもかかわらず、「安全だと思う」と「まあ安全だと思う」の合計が35.9%であるのに対し、「あまり安全ではないと思う」「まったく安全ではないと思う」の合計は54.9%に達した。しかも、明確に「安全だと思う」と答えた人は、たった5.8%しかいない。この調査結果からは、本件原発に大きな地震や津波が襲ったら深刻な事故になるかもしれない

というのが、その周辺住民の社会通念となっているものといえる。

そして、広島地決の基準地震動に関する判示は、実は仔細に読めば、本件原発は地震動に対して「一応の安全」しか確保されていないとかなり明確に述べている。その点では、原裁判所は本件原発の周辺住民の社会通念をよく反映した判断をしたといえる。

ところが、結論では本件基準地震動は合理的だということになってしまい、結局、社会通念に反して、社会通念上基準地震動を上回るリスクは無視し得るということになってしまった。歪極まりない。そのような歪な状況は速やかに改めなければならない。その安全性に一応の合理性しかない本件原発は、差し止められるべきである。

5 耐震設計における重要度分類の問題 132

広島地決は、①外部電源に係る耐震重要度分類について、外部電源をCクラスのままでもよいと判断したが、これは福島第一原発事故の知見、教訓を無視したものである。②重大事故等対処施設で想定すべき地震力を、設計基準対象施設で想定する地震力よりも何倍か大きくなくともよいとしたが、これは、福島原発第一事故の経験知及び論理的思考から想定できる事故を無視したものである。③非常用取水設備について、同じ設備を、設計基準対象施設と常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備を兼ねさせ、それぞれの耐震重要度分類が異なるにもかかわらず、その整合性を審査せず、基準地震動 S_s に対して十分な強度を有しているという四国電力の主張に依拠して不合理ではないと判断したのは、耐震重要度分類を無視するものである。

6 使用済核燃料プール等に係る危険性 139

四国電力は、竜巻により複数の飛来物が使用済核燃料プールに侵入し、使用済核燃料プールや使用済核燃料に衝突したとしても、安全機能は損なわれないと主張するが、その具体的な影響評価に係る疎明を行っていない。複数の飛来物が使用済核燃料プールに侵入することを想定していないことも不合理である。

広島地決は、使用済核燃料は冠水状態で貯蔵されている限り、放射性物質を含む高温、高压の水蒸気が瞬時に発生、流出するような事態が生じる可能性は見出し難いと判示する(300頁)

が、無条件に「冠水状態で貯蔵されている限り」という前提を置いている点で判断を誤っている。福島第一原発事故において、4号機の使用済核燃料プールの冷却機能が喪失したにもかかわらず、使用済核燃料の冠水状態が維持されたのは、偶然に偶然が重なって、隣接する原子炉ウェルから水が流れ込んだためであること(甲A289)などからすれば、使用済核燃料の冠水状態を維持できない事態が生じることを想定していない新規制基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえておらず、合理的とは認められない。

使用済核燃料の市松模様状の配置については、使用済核燃料プールが危機的状況に陥った福島第一原発事故の教訓を踏まえ、国会事故調もその導入を提言していること(甲B4「国会事故調報告書」120頁)、新たに設備を設置することもなく容易に実行可能な対策であることなどからすれば、使用済核燃料の市松模様状の配置を要求していない新規制基準は、合理的とは認められない。

7 地すべりと液状化現象による危険性 141

広島地決は、「安定性評価の対象となる周辺斜面は、基礎地盤と同様に、表土や風化した岩盤を削り取るなどの対策を講じた後の、いわゆる堅硬な斜面について行われており、佐田岬半島が一般に著しい片理が発達するなど有数の地すべり地帯であるとの指摘が、佐田岬半島において上記と同様の対策を講じた後の堅硬な斜面について一般的に妥当することを窺わせる資料は見当たらない。」と判示する(305頁)。しかし、広島地決のこの判示は、「佐田岬半島が一般に著しい片理が発達するなど有数の地すべり地帯である」との住民らの主張を認めておきながら、地すべりの危険性が残ることの立証責任を、住民ら側に課したものと評さざるを得ない。

広島地決は、司法審査の一般論としては、「事業者の側において、まず、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射性物質により原告ら当該施設の周辺に居住等する者がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険性が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する必要がある、事業者がこの主張、立証を尽くさない場合には、上記の具体的危険が存在することが事実上推定されるということになる。」と判示する(210頁)。この判示からすれば、「佐田岬半島が一般に著しい片理

が発達するなど有数の地すべり地帯である」との前提に立つ以上、四国電力が行った対策によって、地すべり地帯であるにもかかわらず地すべりの危険が十分に除去されたことの疎明は、四国電力がすべきであることは明白であり、広島地決の判示は、総論と各論とに深刻な論理矛盾を生じており、羊頭狗肉のそしりを免れない。

8 火山事象の影響による危険性 149

(1) 本件原子炉施設の立地評価について 149

本件原子炉施設の立地評価について、広島地決は、まず、「立地評価に関する火山ガイドの定めは、少なくとも地球物理学的及び地球科学的調査等によって検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点での確に予測できることを前提としている点において、その内容が不合理であるというべきであって、少なくとも過去の最大規模の噴火により設計対応不可能な火山事象が原発に到達したと考えられる火山が当該発電用原子炉施設の地理的領域に存在する場合には、原則として立地不適とすべきである」と、明確に火山ガイドが不合理であることを認めている(広島地決335頁)。

広島地決が定立した規範に照らせば、四国電力は基準の合理性の疎明に失敗したのであるから、人格権侵害の具体的危険が存在することが事実上推定されることになる。したがって、このような場合にどのような判断がなされるべきかについて、広島地決が終始引用する宮崎支部決定は、四国電力が、それにもかかわらず住民らの生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことを主張、立証しなければならない、とする。つまり、火山ガイドが不合理である以上、住民らではなく四国電力が、人格権侵害の具体的危険が存在しないことを立証しなければならない、という結論になるはずなのである。

しかるに、広島地決は、本件原子炉の立地評価に関する判示部分は、火山ガイドが不合理であることを明白に認定しながら、自らが定立した規範を無視し、住民らに立証不可能な破局的噴火の可能性の立証を求め、これが尽くされてないとして人格権侵害の具体的危険の存在を認めなかった点において、あまりにも明白な誤りが存在する。これは結論に直結する極めて重大な誤りであり、事実誤認、判断脱漏の違法があると言わざるを得ない。

広島地決は、降下火砕物の大気中濃度の想定について、四国電力が依拠したエイヤヒャトラ氷河のヘイマランド地区の観測値について、「①約5mmの層厚の下における、②PM10(直径10 μ m以下)のみを対象とした、③噴火から数か月後の測定値である」から、「上記観測値を基に想定した降下火砕物の大気中濃度は相当の過小評価になるおそれがあるものというべきである」と明確に認定した(広島地決339頁)。

そして、それどころか、「1980年にセントヘレンズ山でVEI4に相当する規模の噴火が発生した際の、噴火地点から約135km東側にあり、約5mmの降下火砕物が降下したとされる Yakima 地区における大気中火山灰濃度は、大規模噴火当日における24時間平均値で3万3400 μ g/ m^3 であったこと、原規委も、セントヘレンズ山の噴火で得られた観測データを用いた影響評価と同様の評価を、各事業者に求めるように指示するに至ったことなどを挙げて、「少なくとも、債務者がエイヤヒャトラ氷河のヘイマランド地区の観測値をもとに想定した『3241 μ g/ m^3 』は、今や明らかに過小な想定であるといわねばならない」と断じている(広島地決339～340頁)。

広島地決は、四国電力の「人格権侵害の具体的危険が存在しないこと」の疎明について、本件のように、既に適合性審査が行われている場合には、四国電力は、Ⅰ 具体的審査基準に不合理な点のないこと、及び、Ⅱ - i 当該原発が具体的審査基準に適合するとした原規委の判断に不合理な点がないことないしⅡ - ii その調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを疎明すれば足りる、とする(広島地決210～211頁)。

この枠組みを前提とすれば、本件においては、四国電力が適合性審査の際に用いた大気中濃度想定は明らかな過小評価で、原規委はそれを看過して適合性判断を行ったこともまた明らかなのであるから、四国電力は、上記Ⅱ - i 原規委の判断に不合理な点がないことの疎明に失敗しているというほかない。

そうであるにもかかわらず、広島地決は、セントヘレンズ観測値を用いることが相当として、住民らの主張を排斥している。審理の対象は、四国電力が上記Ⅰ及びⅡ - i ないしⅡ - ii の疎明を尽くしたといえるかどうかのはずであるのに、これらに直接かわりのない事後的な事情を持ち出して、

(四国電力ではなく)住民らの主張を排斥しているのである。

これでは、適切なあてはめがなされていないというほかない。本来は、四国電力がII-iの疎明に失敗した以上、宮崎支部決定のいうIII「それにもかかわらず、…(略)…原告(債権者)の生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないこと」を疎明できるかどうか審理されるべきであるが(甲A233・69頁)、これらがなされた形跡は全くない。明らかな判断脱漏ないし審理不尽である。

(6) 結語 エラー! ブックマークが定義されていません。

広島地決の行った火山事象の影響による本件原発の危険性に関する判断は、随所で自らが定立した規範(四国電力が人格権侵害の具体的危険が存在しないことについて疎明するという規範)を無視し、住民らの疎明が尽くせていないかのような認定をすることにより、住民らの主張を退けている点で、論理的に破綻しており、極めて不当といわざるを得ない。また、住民らの主張・反証に応えられない部分(例えばセントヘレンズ観測値がわずか8mmの層厚しかない地点におけるものであること)についてはこれを無視しており、審理不尽の違法がある。さらには、随所に誤った事実認定に基づく判断があり、事実誤認も目立つ。ありていに言えば、広島地決は、論理性をかなぐり捨ててでも住民らの主張を退け、本件原発の稼働を認めようという結論ありきの不当な決定という誹りを免れない。

9 シビアアクシデント対策の不合理性 193

(1) 水素爆発対策の不合理性 193

100%のジルコニウムが水と反応することを仮定しなくても、四国電力の評価に不合理な点はなないと判示するが、解析コードMAAPIにはMCCIの進行を過小評価する傾向があることについて、何ら検討を行うことなく、原子力規制庁の職員の発言のみをもって相当保守的な数値であると認定していること等、事実認定に誤りがある。

(2) 水蒸気爆発対策の不合理性 193

広島地決は、水蒸気爆発対策の合理性について、実機で炉心溶融が発生した場合に大量の溶融物が水蒸気爆発のトリガー(外乱)となるおそれを四国電力がどのように評価したのかは明ら

かでなく、また、実機における大量の溶融物が外乱となる可能性まで直ちに否定されるものとまではいえないとしながら、証人尋問を通じて慎重に吟味する必要があるとして、最終的な判断を避けている。しかし、実機における大量の溶融物が外乱となる可能性が否定できない以上、本件原発の水蒸気爆発対策に係る原子力規制委員会の判断が合理的であるとは認められない。

10 テロリズムによる危険性 195

原発がテロリズムの標的となる具体的危険性が認められることから、本件原発がミサイル攻撃の標的となっても大量の放射性物質が環境に放出されるおそれがないことが疎明されていない以上、具体的危険性を否定することはできない。

第4 原発訴訟の流れと原発の社会的必要性 198

1 はじめに 198

2 福島原発事故前の判例 199

福島原発事故前、原告住民の差止請求を退けた裁判官たちは、当該原発における災害発生のリスクが「社会通念上無視できるか否か」を判断するにあたり、原発の公益性、社会的必要性を考慮していたと考えられる。

興味深いのは、上記女川原発1,2号機訴訟仙台地裁判決の控訴審である仙台高裁平成11年3月31日判決(判例時報1680号46頁)である。同判決は、差止請求の根拠について、権利侵害説にたった原審の判断内容を是認したものの、「原子力発電所の特殊性(注 シビアアクシデントが起こった場合の深刻性)に鑑み、当該原子力発電所の必要性が著しく低いという場合には、これを理由としてその建設・運転の差止めが認められるべき余地がある」(上記判例時報49頁)と述べた。そして、結論としては、女川原発1,2号機の運転の必要性を肯定し、住民の請求を退けたが、傍論として、「原子力発電所の必要性自体が現在に比して著しく減少すれば、これを理由としてその建設・運転の差止めが認められる余地があると解される。」と述べた(上記判例時報60頁)のである。

3 福島原発事故後の裁判例 205

福島原発事故後、裁判例の流れは明らかに変わった。原告住民側は、原発の運転差止めを命

じる判決・決定を既に4件も勝ち取った。大飯原発3,4号機運転差止請求訴訟における福井地裁2014年5月21日判決(判例時報2228号72頁),高浜原発3,4号機運転禁止仮処分事件における福井地裁2015年4月14日決定(判例時報2290号13頁),高浜原発3,4号機運転禁止仮処分事件における大津地裁2016年3月9日決定(判例時報2290号75頁)及び同決定に対する仮処分異議審における同年7月12日大津地裁決定である。

福井地裁大飯原発運転差止判決は,権利侵害説を採用したものの,被告関西電力がした,大飯原発の運転には社会的必要がある旨の主張に対し,「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり,その議論の当否を判断すること自体,法的には許されない」,「我が国における原子力発電への依存率等に照らすと,本件原発の稼働停止によって電力供給が停止し,これに伴って人の生命,身体が危険にさらされるという因果の流れはこれを考慮する必要のない状況である」「たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても,これを国富の流出や喪失というべきではなく,豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり,これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」「福島原発事故は我が国始まって以来の最大の公害,環境汚染であることに照らすと,環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである」等と,被告関西電力の主張を明確に排斥した。

住民の請求を棄却した,福岡高裁宮崎支部川内原発即時抗告審決定においても,「地域の電力需要に対する電力の安定供給の確保,産業経済活動に対する便益の供与,資源エネルギー問題や環境問題への寄与などといった公共性ないし公益上の必要性は,当該侵害行為の違法性を判断するにあたっての考慮要素となるものではない」と述べている

原発を巡っては,福島原発事故の後,パラダイムが転換したのであり,新たに電力会社が持ち出している原発の稼働を必要とする理由も,説得力に乏しいというほかはない。しかも,仮に原発が過酷事故を起こさないとしても,必然的に生じる次のような負の側面,すなわち,①日常的に放射性物質を排出すること,②温排水で環境を汚染すること,③今後10万年にもわたって管理しなければならない高レベル放射性廃棄物,大量の低レベル放射性廃棄物を産み出すこと,④テ

口攻撃の格好の標的になること等についても、広範な市民の間で認識が深まっている。

原発の公益性と必要性についてのパラダイムが転換した現在、原発差止め訴訟を担当する裁判官には、転換後のパラダイムにふさわしい判断枠組みを構築することが求められているのであって、福島原発事故前の判断枠組みに唯々諾々と従っていたのでは、基本的人権の最後の砦としての裁判所の使命を果たすことはできない。

原発の社会的必要性についてのパラダイムの転換に気付くこともなく、唯々諾々と国策に従うことによって、住民の基本的人権を擁護すべき裁判官の職責を放棄したものであり、大阪高決は、福島原発事故以前の最悪の判断基準を採用した上、原子力規制委員会の「考え方」や関西電力の主張を書き写したものであり、また、広島地決は、福島原発事故を踏まえた判断基準を採用したものの、論理的に破綻し、原発の安全性の判断から逃げたものであって、先例としての価値はない。

以上